

(別紙様式1)

(決裁)

| | | | | | | |
|-----|--------------|--------------|------|--------------|------------|-----|
| 所 長 | 企画管理部 部 長 | 企画管理部 副部長 | 管理係長 | 部 長 センター長 | 副部長 室 長 | 担 当 |
| | | | | | | |

機 器 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 _____

申請者 (電話)() -

氏 名(会社名)

次のとおり機器の使用を申請します。

| 使 用 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
|-----------|------------------|-------|------|-------|
| 使 用 機 器 名 | 使用時間(24 時間表示) | 使用時間数 | 使用料金 | 使用者氏名 |
| | 時 分 から 時 分 まで | 時間 | 円 | |
| | 時 分 から 時 分 まで | 時間 | 円 | |
| | 時 分 から 時 分 まで | 時間 | 円 | |
| | 時 分 から 時 分 まで | 時間 | 円 | |
| | 時 分 から 時 分 まで | 時間 | 円 | |
| 計 | | | 円 | |

愛 媛 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

- 注1 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの金額の半額(10円未満切捨て)とし、30分を超えるときは1時間に満たないときでも1時間として計算する。
- 必要な原材料は、申請者が準備してください。
 - 裏面の「使用上の注意事項」を遵守してください。
 - 様式は、A4版としてください。

使用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県産業技術研究所の施設、機器又はそれらの付属施設を滅失し、又は毀損したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 使用時間（使用後の清掃、片付け等に要する時間を含む。）を厳守すること。
- 4 許可された機器の使用を終えたときは、直ちに原状に回復するとともに、その旨を愛媛県産業技術研究所の担当職員に届け出ること。
- 5 愛媛県産業技術研究所の担当職員の指示に従うこと。
- 6 その他愛媛県産業技術研究所の使用に関する諸規定を遵守すること。
- 7 機器使用中の事故は、申請者の責任とする。

| | | | | | | |
|-----|------------|-------------|------|--------------|------------|-----|
| 所 長 | 企画管理部 長 | 企画管理副 部長 | 管理係長 | 部長・センタ 一長 | 副部長・ 室長 | 担 当 |
| | | | | | | |

機 器 使 用 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 _____

申請者 (電話)

氏 名(会社名)

次のとおり機器の使用を申請します。

| 使 用 機 器 名 | 使用年月日・時間 (24時間表示) | 単 価 | 使用時間数 又は回数 | 使用料金 | 使用者氏名 |
|-----------|---|-----|---------------|------|-------|
| | 平成 年 月 日 時 分 から ----- 平成 年 月 日 時 分 まで | 円 | 時間 回 | 円 | |
| | 平成 年 月 日 時 分 から ----- 平成 年 月 日 時 分 まで | 円 | 時間 回 | 円 | |
| | 平成 年 月 日 時 分 から ----- 平成 年 月 日 時 分 まで | 円 | 時間 回 | 円 | |
| | 平成 年 月 日 時 分 から ----- 平成 年 月 日 時 分 まで | 円 | 時間 回 | 円 | |
| | 平成 年 月 日 時 分 から ----- 平成 年 月 日 時 分 まで | 円 | 時間 回 | 円 | |
| 計 | | | | 円 | |
| 受 付 番 号 | | | | | |

愛 媛 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

- 注1 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの金額の半額（10円未満切捨て）とし、30分を超えるときは1時間に満たないときでも1時間として計算する。
- 2 必要な原材料は、申請者が準備してください。
- 3 下記の「使用上の注意事項」を遵守してください。
- 4 様式は、A4版としてください。

使用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県産業技術研究所の施設、機器又はそれらの付属施設を滅失し、又は毀損したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 使用時間（使用後の清掃、片付け等に要する時間を含む。）を厳守すること。
- 4 許可された機器の使用を終えたときは、直ちに原状に回復するとともに、その旨を愛媛県産業技術研究所の担当職員に届け出ること。
- 5 愛媛県産業技術研究所の担当職員の指示に従うこと。
- 6 その他愛媛県産業技術研究所の使用に関する諸規定を遵守すること。
- 7 機器使用中の事故は、申請者の責任とする。